

小金井市長期総合計画討議要綱

1 小金井市長期総合計画討議要綱の位置付け

この討議要綱は、小金井市長期総合計画策定方針（第5次）（平成30年5月8日決定）に基づき、計画行政における長期総合計画の役割を整理し、第5次小金井市基本構想・前期基本計画（以下「次期長期総合計画」と総称する。）を検討する際のガイドラインを示すものとする。

2 次期長期総合計画の策定について

(1) 策定する背景

本市における市政運営の指針となる第4次小金井市基本構想は、平成32年度末をもって計画期間が終了する。この間、平成23年の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、市町村に対する基本構想の法的な策定義務は無くなった。しかしながら、小金井市議会基本条例（平成28年条例第23号）においては、議決事項として基本構想の策定等が規定されており、本市で活動の主体となる市民、団体及び事業者（以下単に「市民」という。）、そして行政である市を含む「私たち」にとって、市民のしあわせの増進を実現する取組の指針となる基本構想の意義は何ら変わりないところである。また、高齢化と少子化が進行し、社会経済情勢等が激変する社会環境の中で、将来にわたって本市が魅力あるまちであり続け、選ばれるまちを目指していくためには、より一層戦略的にまちづくりを進めていく必要がある。

以上を踏まえ、本市の行財政の総合的な推進を図る、「中長期的計画・指針」として、次期長期総合計画の策定を行う。

(2) 策定の必要性・位置付け

ア 多様化高度化する市民ニーズや重要課題に計画的に応えていく。

近年、人々の生き方や価値観はますます多様化しており、情報化や産業・経済構造の変化もあいまって、地域社会も複雑に変化している。これに伴い、市民ニーズや地域社会において解決を図るべき課題は、一層多様かつ高度に変化していくと予想される。そのような状況に対応していくためには、市民ニーズ

や課題を的確に捉え、計画的に取り組むべきことを位置付ける次期長期総合計画を策定する必要がある。また、これらの対応には、今や市だけでなく様々な主体との連携・協働が不可欠である。そのため、次期長期総合計画は、市の行動を方向付けるだけでなく、市民へ広く発信し、共有されるべきものである。

イ 市民のしあわせの増進のため、複雑かつ多岐にわたる施策を総合的かつ効果的効率的に推進する最上位計画とする。

市民ニーズや地域社会における課題の多様化高度化に伴い、市の政策・施策も多岐にわたってきている。さらに、個々の行政分野だけでは対応することが難しい課題も散見され、複数の分野が連携して対応する必要性も高まっている。そのような複雑かつ多岐にわたる施策を推進していくため、次期長期総合計画を通じた行政のマネジメントが必要となる。

またこのような状況下で、市はこれまでに個別の行政計画を多数策定してきた。これらを整理・統括する役割も、次期長期総合計画に期待されるところである。

ウ 長期的視点を踏まえ、本市の将来像を共有し、まちへの愛着と誇りを高め、住み続けたいと思われるまちを目指す戦略を明確にする。

本市の魅力は、これまで都心へのアクセスもその一つとされてきた。しかし、居住地選択において都心回帰と呼ばれる現象が起こっている現在、「ベッドタウンに住み、都心で働く」というライフスタイルを選ぶ人が減っていく可能性がある。そのような状況にあっても選ばれるまちであり続けるため、地域全体で魅力を創り続けることが必要であり、次期長期総合計画はその戦略を示す役割を担うところである。そのため、先々予想される社会動向を踏まえた上で、現実的な認識を持って検討を進め、目指すべき10年後の将来像を次期長期総合計画で定め、広く共有していくことが必要である。

(3) 共通認識

ア 主な社会潮流と論点

次期長期総合計画の策定において、論点の一つとなり得る重要な社会潮流については、共通認識としておく必要があるため、以下のとおり主な社会潮流と

論点を示す。

(ア) 人口減少と少子高齢化

日本の人口は、平成16年12月を境に減少局面に入っており、全国的には少子高齢化の傾向が進んでいる。これにより、経済活動の縮小や社会保障ニーズの高まり、空き家の増加、インフラの維持コストを始めとする財政負担の増大などが課題となってきたおり、長期的視点での対応を検討していかなければならない。

(イ) 多様性の尊重

国籍、性、年齢、障がい、文化、ライフスタイル、価値観など様々な多様性を尊重し合いながら、誰もが社会へ参画でき、それぞれが望む活躍ができるまちの実現が求められている。

(ウ) 情報化社会の進展

インターネット経由で家電・製造機器等を制御するI o Tの普及のほか、人工知能(AI)やロボットによる業務自動化(RPA)などが急速に進化し、様々な形で新技術が我々の生活に変革をもたらしてきている。また政府は、デジタル革新やイノベーションを活用して実現するSociety 5.0という新たな社会を提唱している。こうした情報化社会の動向に敏感に対応し、効率的な行政運営を進める必要がある。

(エ) 持続可能な社会の構築

「持続可能性」の概念は、従前から環境分野で地球温暖化対策などと共に用いられてきた。近年では環境分野を超えて広がっており、国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)を意識した取組が注目されているほか、持続可能な行政運営を目指した公共施設マネジメントが取り込まれるなど、多方面での広がりを見せている。人口減少社会への対策も含め、今後このキーワードを意識した取組が必須となる。

(オ) 安全・安心への意識の高まり

近年の大規模災害の多発や近い将来の大地震発生の予測を受け、人々の防災意識が高まっている。被害の最小化とリスクへの対応について国土強靱化の考えの下、地域においてもハード・ソフト両面での対策が求められている。特に自助・共助・公助という考え方の下、地域での支え合いや民間等のネットワーク形成が必要とされている。

(カ) 地方自治の進展

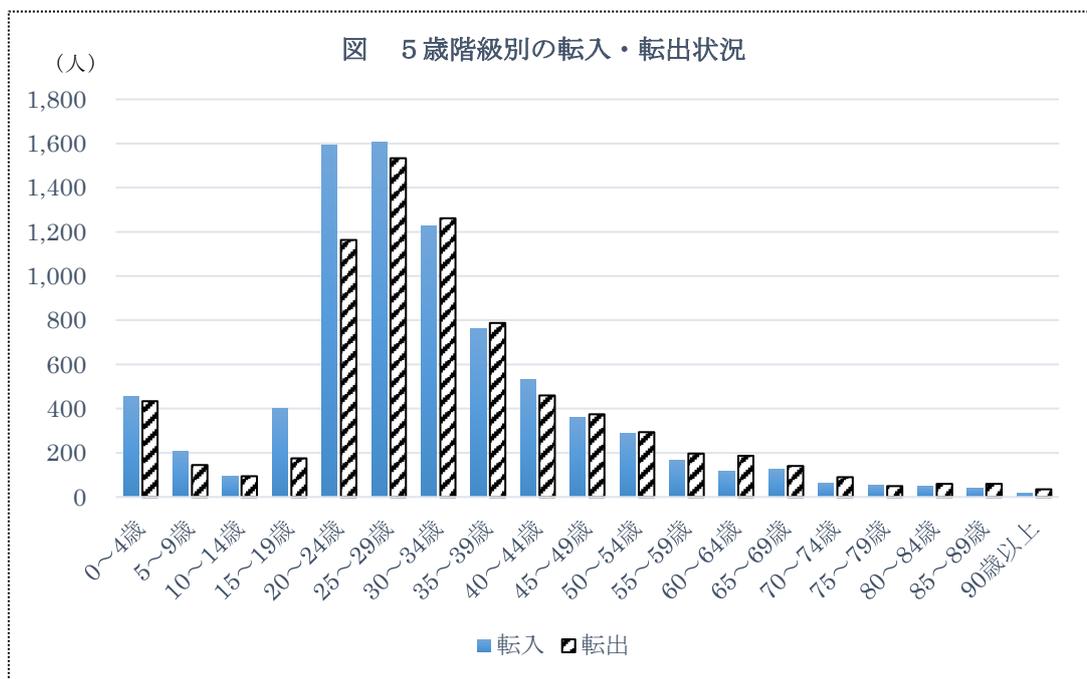
政府が地方分権改革や地方創生を政策として掲げる中、地方公共団体には住民ニーズへの細やかな対応と地域社会の実情に合わせたまちづくりがこれまで以上に期待されている。そのため、今後より一層、公共の担い手の拡大とその効果的な連携・協働が求められるとともに、これを推進するための行政情報の積極的な発信、オープンデータ化の推進など、透明性の高い行政運営が更に重要となってくる。

イ 本市の現状

(7) 人口動態

本市の人口は、合計特殊出生率が平成28年から減少しているにもかかわらず、平成29年10月には12万人を上回り、それ以降も微増傾向にある。

平成29年の転入・転出の状況を見ると、20歳～39歳の移動が多く、特に20歳～24歳では大きく転入超過となっている。25歳～29歳は転出が最も多いものの転入数と均衡しており、30歳代では転出超過となっている。



出典：東京都住民基本台帳人口移動報告（平成29年）

(イ) 財政状況

地方公共団体の財政健全化に係る各指標によると、本市の平成29年度の財政状況は健全の範囲と言える。また、家計の貯金に当たる財政調整基金

については、増え続ける社会保障関連経費等に使用するため、平成22年度以降は大きく取り崩しているものの、平成27年度以降積極的に積立てを行い、平成29年度末残高は約26億円となった。

しかし、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率で見ると、平成29年度は94.3%で多摩26市中20位と悪化しており、依然として厳しい財政状況であることから、今後一層の取組が必要である。

(ウ) 公共施設マネジメント

公共施設の老朽化とこれに伴う財政負担、そして人口減少社会の到来を見据え、本市でも公共施設の総合的かつ長期的視点による費用の縮減と平準化及びサービスの最適化に向けた取組は欠かせないものとなっている。

現在検討中の新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の建設では、福祉と行政のつながりの強化や市民サービス・利便性の向上と併せ、効率的な施設管理、合理的な建設コストの低減など、公共施設マネジメントの実践に取り組んでいく。



図 新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設予定地

(4) 策定の視点

次期長期総合計画を策定するに当たり、次の4つを視点として掲げ、これを意識した計画策定を行う。

ア 分かりやすく、共感される計画

次期長期総合計画は多くの人との共有が肝要であるため、市民や市職員にとって分かりやすい計画作りを行う。そのため、従来の長期総合計画の記載項目や施策の体系などを見直し、量的・質的・視覚的にも読みやすい計画とする。

また、多くの市民参加の機会を設けることで多様な市民の意見を取り入れ、市民から共感される計画作りを目指す。

イ 現行計画の総括を踏まえたより良い計画

次期長期総合計画は、10年後の将来像を目指すに当たり、第4次小金井市基本構想に基づいて行われた取組を踏まえ、改善を図っていく必要がある。そのため、現行計画について、指標に基づく評価に加え、各施策における成果と課題について把握し、これらの総括を適確に行う。

ウ 個別の行政計画との関係性を整理した計画

前述のとおり、これまで策定された個別の行政計画について、これらを整理・統括する役割をもった計画作りを行う。また、選ばれ続けるまちづくりのための施策展開を示した、小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月策定）については、同戦略の内容を包含した次期長期総合計画作りに努める。

エ 行政評価により成果や課題が見える計画

市民に信頼される質の高い市政を実現するため、改善改革に向けてPDCAサイクルが機能する、より有効な行政評価の仕組みの構築を図る。指標の立て方については、従来の指標、個別の行政計画で設定された指標、市民の満足度や行動変容などの市民側の指標等、それぞれの指標設定の長所短所を認識しながら、適切な指標の設定について検討する。

(5) 計画の期間と役割

平成 西暦	33 2021	34 2022	35 2023	36 2024	37 2025	38 2026	39 2027	40 2028	41 2029	42 2030	年度
	第5次小金井市基本構想（10年間）										…ア
	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）					…イ

ア 基本構想

市民のしあわせの増進を目的とし、社会潮流や本市の現状を踏まえつつ、長期的な視点に立って10年後の将来像を実現するための政策・施策の大綱を示す本市の最上位計画である。

イ 基本計画

基本構想に示す将来像を実現するため、施策別に現状と課題を明らかにして、施策を具体化・体系化したものである。

3 策定プロセス

(1) 策定体制

ア 庁内体制

小金井市長期総合計画策定本部設置要綱（平成11年7月27日制定）等に基づき、次の会議体で検討する。

	名称	構成	概要
1	小金井市長期総合計画策定本部（以下「本部」という。）	理事者 部長職	計画の総合調整及び次期長期総合計画の策定に関する検討を行う。
2	小金井市長期総合計画策定専門部会（以下「部会」という。）	課長職	本部の下に設置され、実施上の課題等を検証し、素案について検討する。
3	小金井市長期総合計画策定研究会	係長職以下	部会の下に設置され、本部及び部会の検討に資する協議を行う。

イ 市民参加

次期長期総合計画の策定において、次の市民参加を実施する（1～4は平成30年度に実施済み）。ここで出された意見等は、小金井市長期計画審議会の諮問内容の検討や審議の際に適宜参照し、活用していく。

	名称	概要
1	市民意向調査	ニーズ等を把握するため、市民2千人を対象にアンケートを実施した。
2	学生アンケート	本市のイメージを把握するため、連携大学の学生1,400人を対象にアンケートを実施した。
3	芸術文化振興計画推進事業	小学生を対象に、授業の中でそれぞれの未来を想像してもらい、作品を創作した。
4	こが☆カフェ	本市のイメージや求めるまちの姿を把握するため、市民と市職員が参加するワールドカフェを開催した。
5	子ども懇談会	将来像検討のため、中学生の考える本市の将来像を発表してもらおう。あわせて、本市の良いところに関する意見を聴取する。

6	小金井市長期計画審議会	有識者及び市民で構成される本市の附属機関であり、次期長期総合計画策定に係る調査及び審議を行う。
7	高校生ワークショップ	高校生を対象に、本市に対する意見をワークショップ形式で聴取する。
8	1839会議	ライフステージの大きな変化がある年代の市民（18～39歳）を対象に、本市を選び続けるために必要な施策について意見を聴取する。
9	事業者ヒアリング	市内事業者を対象としたヒアリングを実施し、市内で活動し続ける上での課題や必要な支援について意見を聴取する。
10	市民懇談会（基本構想）	基本構想案について、市民に内容を説明するとともに、広く意見を聴取する。
11	パブリックコメント	次期長期総合計画案について、広く市民からメールや郵送等で意見を伺う。
12	出前ヒアリング	次期長期総合計画案に関する意見を、市施設等に訪れる市民から聴取する。
13	市民懇談会（基本構想・基本計画）	次期長期総合計画案について、市民に内容を説明するとともに、広く意見を聴取する。

※7～13の名称は、仮称とする。

(2) 策定スケジュール

今後の次期長期総合計画の主な策定スケジュールは、以下のとおりとする。

市民参加等	年度・月	平成31(2019)												平成32(2020)											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
5	子ども懇談会																								
6	小金井市長期計画審議会																								
7	高校生ワークショップ																								
8	1839会議																								
9	事業者ヒアリング																								
10	市民懇談会（基本構想）																								
11	パブリックコメント																								
12	出前ヒアリング																								
13	市民懇談会（基本構想・基本計画）																								
	市議会																								

(平成31年3月27日決定)

(令和元年6月19日改訂)